

防災の観点を踏まえた 誘導施設の追加検討

令和4年9月29日(木)

建設部 都市計画課

防災の観点を踏まえた誘導施設の追加検討

- 当初（昨年度時点）の検討では、都市の有すべき一般的な機能を「基幹的な都市機能」と「身近な都市機能」に分類し、このうち基幹的な都市施設について誘導施設に設定することとした。

【基幹的な都市機能】（≒「手引き」における「中心拠点」に必要な都市機能）

- 市全体、あるいは各拠点のまちなかに立地することで、市民の利便性向上や事業者環境の向上が期待できる施設であることから、**誘導施設への設定を検討し、都市機能誘導区域への誘導を図る**

【身近な都市機能】（≒「手引き」における「地域/生活拠点」に必要な都市機能）

- まちなかにかぎらず市民の日常生活に身近に必要な施設であることから、**誘導施設としては設定しない（立地適正化計画上ではまちなかへの誘導は位置づけない）**

▼大竹市における「基幹的な都市機能」と「身近な都市機能」の分類

	基幹的な都市機能 （誘導施設に設定している施設）	身近な都市機能 （誘導施設に設定していない施設）
行政機能	市役所本庁舎、 消防署 、警察署	支所
介護福祉機能	総合福祉センター	地域福祉会館 、デイサービス、介護老人福祉施設 等
子育て機能	子育て支援センター	保育所 、幼稚園、 認定こども園 、児童クラブ、児童館 等
商業機能	大型複合商業施設、300㎡以上の商業施設	小規模食品スーパー、コンビニエンスストア 等
医療機能	100床以上の病院	99床以下の病院、診療所、クリニック
金融機能	銀行・信用金庫	郵便局
教育・文化機能	市民会館、図書館、文化ホール、美術館 等	小・中学校 、 コミュニティサロン 、 公民館 、集会所、 給食センター

防災の観点を踏まえた誘導施設の追加検討

- 今回防災指針の検討を行う中で、防災上の施設が重要であることを再認識した。賑わいを生み出す中心拠点にも、避難場所や関連施設の確保が必要であると考え、前回までに設定した誘導施設に加えて、大竹市地域防災計画で**避難場所（第1次避難場所、第2次避難場所、第3次避難場所）**に指定されているものや、その他の防災拠点としての機能を有する下表の都市機能を誘導施設に位置付ける。
- これらの施設は、平常時は地域のコミュニティの場などとして機能し、有事の際は、避難場所等として活用することで、**賑わい拠点と安心安全の両立**を図る。

▼誘導施設として追加する機能

	防災上の観点から追加する都市機能（災害拠点施設等）	居住誘導区域内の既存施設例
行政機能	支所 消防署、警察署	<ul style="list-style-type: none"> ● 大竹支所、玖波支所、木野支所 ● 消防署、警察署
介護福祉機能	地域福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉会館（おがたピア）
子育て機能	公立保育所、公立認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ● 本町保育所、大竹保育所、小方認定こども園
商業機能	—	
医療機能	—	
金融機能	—	
教育・文化機能	小・中学校 コミュニティサロン、公民館 給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 大竹小学校、大竹中学校、小方学園、玖波小学校、玖波中学校 ● コミュニティサロン元町、コミュニティサロン玖波、栄公民館、玖波公民館 ● 給食センター

防災の観点を踏まえた誘導施設の追加検討

●拠点別に設定した見直し後の誘導施設案を以下に示す。

誘導施設		大竹地域	小方地域	玖波地域
行政機能	市役所本庁舎、 支所 、 消防署 、 警察署	①	①	①
介護福祉機能	総合福祉センター、 地域福祉会館	①	①	
子育て機能	子育て支援センター		①	
	公立保育園 、 公立認定こども園 ^{※1}	①	①	① ^{※2}
商業機能	延床面積3,000㎡以上の大型複合商業施設 ^{※3}		①	
	延床面積300㎡以上の商業施設 (生鮮食料品または日用品を扱う施設)	①	①	②
医療機能	100床以上の病院			①
金融機能	銀行、信用金庫	①	①	①
教育・文化機能	市民会館・文化ホール・図書館・美術館	①	② ^{※4}	
	小・中学校 、 コミュニティサロン 、 公民館 、 給食センター	①	①	①

① : 現状機能を維持するため、誘導施設に設定する（拠点周辺に充足している場合） : 災害拠点等に指定されている都市機能

② : 新たに（さらに）誘導するため、誘導施設に設定する（拠点周辺に都市機能が不足している場合）

空欄 : 必ずしも拠点に誘導する必要がない、もしくは他の拠点でまかなえるため、誘導施設には設定しない

※1 : 保育園や認定こども園は基本的に身近な都市機能として扱うべきものであるが、本計画では、その中で避難施設としての役割も有する公立施設についてのみ誘導施設に設定する

※2 : 玖波地域の保育園（なかはま保育園）は閉園しているが、避難施設としての機能は今後も維持する予定であるため、誘導施設に設定する。

※3 : 延床面積の基準は、用途地域にかかる延床面積の用途制限による（3000㎡を超える店舗は、住居系では第二種住居地域・準住居地域でのみ建設可）

※4 : 2022年末頃（計画策定後）、晴海2丁目に美術館等の複合施設を整備予定であり、施設の立地予定箇所に誘導施設として位置付ける